

「印紙税法基本通達」新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が新設し、又は改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>(2以上の号に掲げる文書に該当する場合の所属の決定)</p> <p>第11条 一の文書が、課税物件表の2以上の号に掲げる文書に該当する場合の当該文書の所属の決定は、通則3の規定により、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げるところによる。</p> <p>(1)～(11) (省略)</p> <p>(12) 売上代金の受取金額が100万円を超える課税物件表の第17号に掲げる文書と同表第19号又は第20号に掲げる文書とに該当する文書 第17号の1文書</p> <p>(例) 前払金200万円の受取事実を記載した請負通帳(第17号の1文書と第19号文書) 第17号の1文書</p> <p>2 (省略)</p> <p>(公正証書の正本)</p> <p>第22条 公証人が公証人法(明治41年法律第53号) <u>第44条第1項</u>の規定により嘱託人又はその承継人の請求によって交付する公正証書の正本は、課税文書に該当しないことに留意する。</p> <p>(預貯金通帳等に係る口座の数)</p> <p>第103条 法第12条《預貯金通帳等に係る申告及び納付等の特例》第4項に規定する預貯金通帳等に係る口座の数の計算に当たっては、次の点に留意すること。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p>	<p>(2以上の号に掲げる文書に該当する場合の所属の決定)</p> <p>第11条 一の文書が、課税物件表の2以上の号に掲げる文書に該当する場合の当該文書の所属の決定は、通則3の規定により、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げるところによる。</p> <p>(1)～(11) (同左)</p> <p>(12) 売上代金の受取金額が100万円を超える課税物件表の第17号に掲げる文書と同表第19号又は第20号に掲げる文書とに該当する文書 第17号の1文書</p> <p>(例) <u>下請</u>前払金200万円の受取事実を記載した請負通帳(第17号の1文書と第19号文書) 第17号の1文書</p> <p>2 (同左)</p> <p>(公正証書の正本)</p> <p>第22条 公証人が公証人法(明治41年法律第53号) <u>第47条</u>の規定により嘱託人又はその承継人の請求によって交付する公正証書の正本は、課税文書に該当しないことに留意する。</p> <p>(預貯金通帳等に係る口座の数)</p> <p>第103条 法第12条《預貯金通帳等に係る申告及び納付等の特例》第4項に規定する預貯金通帳等に係る口座の数の計算に当たっては、次の点に留意すること。</p> <p>(1)・(2) (同左)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(3) 令第12条第2項に規定する「睡眠口座」とは、同条第3項に規定する口座をいうのであるが、複合預金通帳及び複合寄託通帳に係る口座にあっては、当該預貯金通帳等に付け込まれる二以上の口座に係る預貯金の残高及び寄託がされている有価証券の券面金額の残高の合計額が1,000円未満であり、かつ、それぞれの口座における最後の取引の日からいずれも3年を経過したものがこれに該当する。</p> <p>なお、普通預金通帳に係る口座のうち、最終取引の日から5年以上経過し、<u>時効</u>の対象となった預金口座を預金勘定から損益勘定に振り替えて、当該口座を抹消したものについては、法第12条第4項に規定する預貯金通帳等に係る口座の数の計算の基礎となる口座の数に含まれないのであるから留意する。</p>	<p>(3) 令第12条第2項に規定する「睡眠口座」とは、同条第3項に規定する口座をいうのであるが、複合預金通帳及び複合寄託通帳に係る口座にあっては、当該預貯金通帳等に付け込まれる二以上の口座に係る預貯金の残高及び寄託がされている有価証券の券面金額の残高の合計額が1,000円未満であり、かつ、それぞれの口座における最後の取引の日からいずれも3年を経過したものがこれに該当する。</p> <p>なお、普通預金通帳に係る口座のうち、最終取引の日から5年以上経過し、<u>商事時効</u>の対象となった預金口座を預金勘定から損益勘定に振り替えて、当該口座を抹消したものについては、法第12条第4項に規定する預貯金通帳等に係る口座の数の計算の基礎となる口座の数に含まれないのであるから留意する。</p>
<p>別表第1 課税物件、課税標準及び税率の取扱い</p> <p>第1号の1文書</p> <div data-bbox="143 963 1111 1110" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>不動産、<u>鉱業権、貯留権、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和6年法律第38号）第2条第8項《定義》に規定する試掘権、無体財産権、船舶若しくは航空機又は営業の譲渡に関する契約書</u></p> </div> <p>1～9 （省略）</p> <p><u>（貯留権の意義）</u></p> <p>10 「<u>貯留権</u>」とは、二酸化炭素の貯留事業に関する法律第2条第7項《定義》に規定する貯留権をいう。</p>	<p>別表第1 課税物件、課税標準及び税率の取扱い</p> <p>第1号の1文書</p> <div data-bbox="1142 963 2110 1062" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>不動産、<u>鉱業権、無体財産権、船舶若しくは航空機又は営業の譲渡に関する契約書</u></p> </div> <p>1～9 （同左）</p> <p><u>（新 設）</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(特許権の意義)</p> <p><u>11</u> 「特許権」とは、特許法（昭和34年法律第121号）第66条《特許権の設定の登録》の規定により登録された特許権をいう。</p> <p>(特許出願権譲渡証書)</p> <p><u>12</u> 発明に関する特許を受ける権利（出願権）の譲渡を約することを内容とする文書は、特許権そのものの譲渡を約することを内容とするものではないから、課税文書に該当しない。</p> <p>(実用新案権の意義)</p> <p><u>13</u> 「実用新案権」とは、実用新案法（昭和34年法律第123号）第14条《実用新案権の設定の登録》の規定により登録された実用新案権をいう。</p> <p>(商標権の意義)</p> <p><u>14</u> 「商標権」とは、商標法（昭和34年法律第127号）第18条《商標権の設定の登録》の規定により登録された商標権をいう。</p> <p>(意匠権の意義)</p> <p><u>15</u> 「意匠権」とは、意匠法（昭和34年法律第125号）第20条《意匠権の設定の登録》の規定により登録された意匠権をいう。</p> <p>(回路配置利用権の意義)</p> <p><u>16</u> 「回路配置利用権」とは、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）第3条《回路配置利用権の設定の登録》の規定により登録された回路配置利用権をいう。</p>	<p>(特許権の意義)</p> <p><u>10</u> 「特許権」とは、特許法（昭和34年法律第121号）第66条《特許権の設定の登録》の規定により登録された特許権をいう。</p> <p>(特許出願権譲渡証書)</p> <p><u>11</u> 発明に関する特許を受ける権利（出願権）の譲渡を約することを内容とする文書は、特許権そのものの譲渡を約することを内容とするものではないから、課税文書に該当しない。</p> <p>(実用新案権の意義)</p> <p><u>12</u> 「実用新案権」とは、実用新案法（昭和34年法律第123号）第14条《実用新案権の設定の登録》の規定により登録された実用新案権をいう。</p> <p>(商標権の意義)</p> <p><u>13</u> 「商標権」とは、商標法（昭和34年法律第127号）第18条《商標権の設定の登録》の規定により登録された商標権をいう。</p> <p>(意匠権の意義)</p> <p><u>14</u> 「意匠権」とは、意匠法（昭和34年法律第125号）第20条《意匠権の設定の登録》の規定により登録された意匠権をいう。</p> <p>(回路配置利用権の意義)</p> <p><u>15</u> 「回路配置利用権」とは、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）第3条《回路配置利用権の設定の登録》の規定により登録された回路配置利用権をいう。</p>

改正後	改正前
<p>(育成者権の意義)</p> <p><u>17</u> 「育成者権」とは、種苗法（平成10年法律第83号）第19条《育成者権の発生及び存続期間》の規定により登録された育成者権をいう。</p> <p>(商号の意義)</p> <p><u>18</u> 「商号」とは、商法（明治32年法律第48号）第11条《商号の選定》及び会社法（平成17年法律第86号）第6条《商号》に規定する商号をいう。</p> <p>(著作権の意義)</p> <p><u>19</u> 「著作権」とは、著作権法（昭和45年法律第48号）の規定に基づき著作者が著作物に対して有する権利をいう。</p> <p>(船舶の意義)</p> <p><u>20</u> 「船舶」とは、船舶法（明治32年法律第46号）第5条に規定する船舶原簿に登録を要する総トン数20トン以上の船舶及びこれに類する外国籍の船舶をいい、その他の船舶は物品として取り扱う。</p> <p>なお、小型船舶の登録等に関する法律（平成13年法律第102号）第3条に規定する小型船舶登録原簿に登録を要する総トン数20トン未満の小型船舶も物品として取り扱うのであるから留意する。</p> <p>(船舶委付証)</p> <p><u>21</u> 沈没した船舶に海上保険が付されている場合に船主が保険の目的物である船舶を保険会社に委付する際作成する船舶委付証は、契約の成立等を証明するものではないから、課税文書に該当しない。</p>	<p>(育成者権の意義)</p> <p><u>16</u> 「育成者権」とは、種苗法（平成10年法律第83号）第19条《育成者権の発生及び存続期間》の規定により登録された育成者権をいう。</p> <p>(商号の意義)</p> <p><u>17</u> 「商号」とは、商法（明治32年法律第48号）第11条《商号の選定》及び会社法（平成17年法律第86号）第6条《商号》に規定する商号をいう。</p> <p>(著作権の意義)</p> <p><u>18</u> 「著作権」とは、著作権法（昭和45年法律第48号）の規定に基づき著作者が著作物に対して有する権利をいう。</p> <p>(船舶の意義)</p> <p><u>19</u> 「船舶」とは、船舶法（明治32年法律第46号）第5条に規定する船舶原簿に登録を要する総トン数20トン以上の船舶及びこれに類する外国籍の船舶をいい、その他の船舶は物品として取り扱う。</p> <p>なお、小型船舶の登録等に関する法律（平成13年法律第102号）第3条に規定する小型船舶登録原簿に登録を要する総トン数20トン未満の小型船舶も物品として取り扱うのであるから留意する。</p> <p>(船舶委付証)</p> <p><u>20</u> 沈没した船舶に海上保険が付されている場合に船主が保険の目的物である船舶を保険会社に委付する際作成する船舶委付証は、契約の成立等を証明するものではないから、課税文書に該当しない。</p>

改正後	改正前
<p>(航空機の意義)</p> <p>22 「航空機」とは、航空法（昭和27年法律第231号）第2条《定義》に規定する航空機をいい、同法第3条《登録》の規定による登録の有無を問わない。</p> <p>(営業の譲渡の意義)</p> <p>23 「営業の譲渡」とは、営業活動を構成している動産、不動産、債権、債務等を包括した一体的な権利、財産としてとらえられる営業の譲渡をいい、その一部の譲渡を含む。</p> <p>(注) 営業譲渡契約書の記載金額は、その営業活動を構成している動産及び不動産等の金額をいうのではなく、その営業を譲渡することについて対価として支払われるべき金額をいう。</p> <p>第3号文書</p> <div data-bbox="143 963 1111 1015" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>約束手形又は為替手形</p> </div> <p>(銀行等の意義)</p> <p>14 法別表第一第3号の課税標準及び税率の欄2ニ及び令第23条に規定する「銀行等」は、次に掲げるものが該当するのであるから留意する。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 日本銀行、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、<u>株式会社日本政策投資銀行</u>及び株式会社国際協力銀行</p> <p>第17号文書</p>	<p>(航空機の意義)</p> <p>21 「航空機」とは、航空法（昭和27年法律第231号）第2条《定義》に規定する航空機をいい、同法第3条《登録》の規定による登録の有無を問わない。</p> <p>(営業の譲渡の意義)</p> <p>22 「営業の譲渡」とは、営業活動を構成している動産、不動産、債権、債務等を包括した一体的な権利、財産としてとらえられる営業の譲渡をいい、その一部の譲渡を含む。</p> <p>(注) 営業譲渡契約書の記載金額は、その営業活動を構成している動産及び不動産等の金額をいうのではなく、その営業を譲渡することについて対価として支払われるべき金額をいう。</p> <p>第3号文書</p> <div data-bbox="1142 963 2110 1015" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>約束手形又は為替手形</p> </div> <p>(銀行等の意義)</p> <p>14 法別表第一第3号の課税標準及び税率の欄2ニ及び令第23条に規定する「銀行等」は、次に掲げるものが該当するのであるから留意する。</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(3) 日本銀行、農林中央金庫、<u>株式会社日本政策金融公庫</u>、株式会社商工組合中央金庫<u>及び</u>株式会社日本政策投資銀行</p> <p>第17号文書</p>

改 正 後	改 正 前
<p>1 売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書</p> <p>2 金銭又は有価証券の受取書で1に掲げる受取書以外のもの</p>	<p>1 売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書</p> <p>2 金銭又は有価証券の受取書で1に掲げる受取書以外のもの</p>
<p>(利益金又は剰余金の分配をすることができる法人)</p> <p>21 「会社以外の法人で、法令の規定又は定款の定めにより利益金又は剰余金の配当又は分配をすることができることとなっているもの」には、おおむね次に掲げる法人がこれに該当する。</p> <p>(1)～(15) (省略)</p> <p>(16) <u>輸出水産業組合</u></p> <p>(17)～(21) (省略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(22) 農業協同組合、農業協同組合連合会</p> <p>(23) 農事組合法人</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(24) 相互会社</p> <p>(25) 労働者協同組合（特定労働者協同組合を除く。）、労働者協同組合連合会（出資のあるものに限る。以下同じ。）</p> <p>(26) 輸出組合、輸入組合</p> <p>(27) 商工組合、商工組合連合会</p> <p>(28) 生活衛生同業組合、生活衛生同業組合連合会</p> <p>(注) ここに掲げる以外の法人については、当該法人に係る法令の規定又は定款の定めにより判断する必要がある。</p>	<p>(利益金又は剰余金の分配をすることができる法人)</p> <p>21 「会社以外の法人で、法令の規定又は定款の定めにより利益金又は剰余金の配当又は分配をすることができることとなっているもの」には、おおむね次に掲げる法人がこれに該当する。</p> <p>(1)～(15) (同左)</p> <p>(16) <u>輸出水産業協同組合</u></p> <p>(17)～(21) (同左)</p> <p>(22) <u>蚕糸組合</u></p> <p>(23) 農業協同組合、農業協同組合連合会</p> <p>(24) 農事組合法人</p> <p>(25) <u>貿易連合</u></p> <p>(26) 相互会社</p> <p>(27) 労働者協同組合（特定労働者協同組合を除く。）、労働者協同組合連合会（出資のあるものに限る。以下同じ。）</p> <p>(28) 輸出組合、輸入組合</p> <p>(29) 商工組合、商工組合連合会</p> <p>(30) 生活衛生同業組合、生活衛生同業組合連合会</p> <p>(注) ここに掲げる以外の法人については、当該法人に係る法令の規定又は定款の定めにより判断する必要がある。</p>
<p>非課税文書</p>	<p>非課税文書</p>
<p>非課税法人の表、非課税文書の表及び特別法の非課税関係</p>	<p>非課税法人の表、非課税文書の表及び特別法の非課税関係</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(<u>困難な問題を抱える女性に対する貸付けに関する文書</u>)</p> <p>5 地方公共団体が、<u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第2条《定義》に規定する困難な問題を抱える女性に対して、経済的自立の促進を目的とする資金を貸し付ける場合に作成する文書は、非課税文書の表の「社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第7号《定義》に規定する生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業による貸付金に関する文書」として取り扱う。</u></p> <p>(<u>日本私立学校振興・共済事業団等がその組合員等に対して住宅貸付けを行う場合に作成する文書</u>)</p> <p>6 日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会が、当該組合等の組合員等に対して住宅貸付けを行う場合に作成する金銭消費貸借契約公正証書は、非課税文書の表の「私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第26条第1項第3号《福祉事業》、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）<u>第98条第1項第3号《福祉事業》</u>又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第112条第1項第2号《福祉事業》の貸付けに関する文書」として取り扱う。</p>	<p>(<u>婦人更生資金の貸付けに関する文書</u>)</p> <p>5 地方公共団体が、<u>売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条《婦人相談所》第3項に規定する要保護女子に対して、婦人更生資金を貸し付ける場合に作成する文書は、非課税文書の表の「社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第7号《定義》に規定する生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業による貸付金に関する文書」として取り扱う。</u></p> <p>(<u>日本私立学校振興・共済事業団等がその組合員等に対して住宅貸付けを行う場合に作成する文書</u>)</p> <p>6 日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会が、当該組合等の組合員等に対して住宅貸付けを行う場合に作成する金銭消費貸借契約公正証書は、非課税文書の表の「私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第26条第1項第3号《福祉事業》、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）<u>第98条第3号《福祉事業》</u>又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第112条第1項第2号《福祉事業》の貸付けに関する文書」として取り扱う。</p>